

辻泰弘 国会ニュース

つじやすひろ Kokkai News 2002年6月19日 NO. 16

初質問で求めた補助犬法が実現！

盲導犬、介助犬、聴導犬の法的地位を確立！！



私、辻泰弘は、昨年10月、厚生労働委員会での初質問において、補助犬の法的明確化と社会的認知を強く訴え、その後もその実現に意を用いてきました。

大変うれしいことに、去る5月22日、その具体化を定めた「身体障害者補助犬法」及び「身体障害者補助犬の育成 及び これを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」が全会一致で成立しました。

昨年10月18日の厚生労働委員会質疑の骨子は以下の通り(国会ニュースNo1既報)。

辻泰弘：「介助犬、盲導犬などの補助犬の位置づけを法律上明確にして、社会的な認知を高め、普及促進をはかるべきだ。」

梶屋厚生労働副大臣：「検討会を立ち上げ、介助犬、盲導犬などを含めて検討している。」

その後、与野党の超党派の国会議員でつくる「身体障害者補助犬を推進する議員の会」で立法化され、昨年12月に全党一致の法案として衆議院での審議に附されていました。

盲導犬は、日本で50年近い歴史をもっていますが、その盲導犬でさえも、道路交通法による規定しかなく、宿泊施設や飲食店での同伴が断られる事態が頻発していました。

また、身体が不自由な人のために物を運んだり、着替えを手伝ったりする介助犬、聴覚障害のある人に音を聞き分けて情報を伝える聴導犬には、法的な位置づけがなく、ペットと同様に扱われるため、公共的施設への同伴が困難となっているのが現状です。

同法は、盲導犬、介助犬、聴導犬を補助犬と規定し、公共施設や電車などの公共交通機関での同伴受け入れを義務づけています。また、民間の職場やマンションなどでの同伴受け入れには、努力義務が課されることとなりました。

同法は、今年の10月1日から施行され、来年度からは、補助犬の育成のための公費助成も行われることとなっています。

皆さん。障害者の方々の社会参加と自立した生活の実現に向け、補助犬への理解を深め、温かく迎えようではありませんか！

ご意見・ご要望等ございましたら、下記までご連絡ください。

<兵庫県事務所> TEL078-230-8824 / FAX078-230-8825

<東京事務所> TEL03-3508-8402 / FAX 03-5512-2402